

件名

株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件

金融庁

○財務省告示第 号
経済産業省

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判

金融庁

断するための基準（平成二十年財務省告示第二号）の一部を次のように改正する。

経済産業省

令和五年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>【一～七十二 略】</p> <p>七十二の二 CVAリスク クレジット・スプレッドその他の指標の市場変動によりCVA（派生商品取引並びにレボ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。ただし、当該リスクを計測する商工組合中央金庫の信用リスクの変動に係るものを除く。</p> <p>【七十二の三～百人 略】</p> <p>第二条の二 【略】</p> <p>【2・3 略】</p> <p>4 第二項の「カウンター・シクリカル・バッファ率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生ずるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計して得た比率（小数点以下二位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。</p> <p>一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額並びにCVAリスク相</p>	<p>第一条 【同左】</p> <p>【一～七十二 同左】</p> <p>七十二の二 CVAリスク クレジット・スプレッドその他の指標の市場変動によりCVA（派生商品取引及びレボ形式の取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額をいう。以下同じ。）が変動するリスクをいう。ただし、当該リスクを計測する商工組合中央金庫の信用リスクの変動に係るものを除く。</p> <p>【七十二の三～百人 同左】</p> <p>第二条の二 【同左】</p> <p>【2・3 同左】</p> <p>4 【同左】</p> <p>一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を除く。）の合計額の</p>

当額を除く。次号及び第十四条の二第四項各号において同じ。)の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額(ソブリン向けエクスポート・リジャー及び金融機関等向けエクスポート・リジャーに係るデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額を除き、簡易的方式採用金庫にあっては、第二百七十六条第一項各号に掲げるリスク・カテゴリーに対するマーケット・リスク相当額のうち個別リスクの額に係るもの。次号及び第十四条の二第四項各号において同じ。)の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率(二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント)に、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに對するマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 【略】

(トレーディング勘定への分類基準等)

第十一条の三 【略】

【2～4 略】

5 前三項の規定は、商工組合中央金庫が特定取引勘定を設けていない場合であつて、トレーディング勘定に商品进行分类する場合について準用する。この場合において、第二項中「特定取引等(規則第十八条第二項に規定する特定取引その他こ

うち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率(二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント)に、信用リスク・アセットの額(ソブリン向けエクスポート・リジャー及び金融機関等向けエクスポート・リジャーに係る信用リスク・アセットの額を除く。)の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 【同左】

(トレーディング勘定への分類基準等)

第十一条の三 【同左】

【2～4 同左】

5 第二項及び第三項の規定は、商工組合中央金庫が特定取引勘定を設けていない場合であつて、トレーディング勘定に商品进行分类する場合について準用する。この場合において、第二項中「特定取引等(規則第十八条第二項に規定する特定取

れに類似する取引をいう。以下同じ。)に係る資産又は負債として保有している商品(以下この章及び次章において「特定取引等商品」という。)とあり、及び前二項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

[6・7 略]

(バンキング勘定への分類基準)

第十一条の四 [略]

2 特定取引等商品及び前条第三項(同条第五項に規定する場合)にあつては、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品並びに同項において準用する同条第三項の規定によりトレーディング目的に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 [略]

第十四条の二 [略]

[2・3 略]

4 第二項の「カウンター・シクリカル・バックラー比率」とは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生ずるおそれのある損失の吸収のため資本を増強する基準となるものをいい、次に掲げる比率を合計して得た比率(小数点以下二位未満の端数があるときは、これ

引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。)に係る資産又は負債として保有している商品(以下この章及び次章において「特定取引等商品」という。)とあり、及び第三項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

[6・7 同左]

(バンキング勘定への分類基準)

第十一条の四 [同左]

2 特定取引等商品及び前条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定によりトレーディング目的に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 [同左]

第十四条の二 [同左]

[2・3 同左]

4 [同左]

を切り捨てるものとする。)とする。

一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額の合計額とデフォルト・リスクに対するマーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額とを合算した額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 [略]

（トレーディング勘定への分類基準等）

第二十二条の三 [略]

[2～4 略]

5 前三項の規定は、商工組合中央金庫が特定取引勘定を設けていない場合であつて、トレーディング勘定に商品进行分类する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

[6・7 略]

一 零パーセント（金融庁長官が別に指定した場合は、別に指定した比率）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を除く。）の合計額のうち本邦に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率

二 本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率（二・五パーセントを超える場合には、二・五パーセント）に、信用リスク・アセットの額（ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を除く。）の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率

5 [同左]

（トレーディング勘定への分類基準等）

第二十二条の三 [同左]

[2～4 同左]

5 第二項及び第三項の規定は、商工組合中央金庫が特定取引勘定を設けていない場合であつて、トレーディング勘定に商品进行分类する場合について準用する。この場合において、第二項及び第三項中「特定取引等商品」とあるのは、「商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品」と読み替えるものとする。

[6・7 同左]

(バンキング勘定への分類基準)

第二十二條の四 [略]

- 2 特定取引等商品及び前条第三項 (同条第五項に規定する場合にあっては、商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の資産又は負債として保有している商品並びに同項において準用する同条第三項)の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 [略]

(リスク・ウエイトのみなし計算)

第五十三條の四 [略]

2 [略]

- 3 前項の場合において、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該商工組合中央金庫を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額(第三号に掲げる額を除く。)の合計額」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額(当該派生商品取引に第二百五十三條の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合において、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派

(バンキング勘定への分類基準)

第二十二條の四 [同左]

- 2 特定取引等商品及び前条第三項 (同条第五項において準用する場合を含む。)の規定によりトレーディング勘定に分類することとされる商品のうち、トレーディング目的以外の目的で保有するものについては、あらかじめ経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出た場合に限り、バンキング勘定に分類することができる。

3 [同左]

(リスク・ウエイトのみなし計算)

第五十三條の四 [同左]

2 [同左]

- 3 前項の場合において、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該商工組合中央金庫を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額(第三号に掲げる額を除く。)の合計額」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額(当該派生商品取引に第二百五十三條の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合において、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派

生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)』と読み替えるものとする。

4 【略】

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウエイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する商工組合中央金庫とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額(第三号に掲げる額を除く。)の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウエイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウエイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウエイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額(当該派生商品取引に第二百五十三条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取り相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)」と読み替えるものとする。

6 【略】

7 前項の場合において、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、

生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)』と読み替えるものとする。

4 【同左】

5 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウエイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する商工組合中央金庫とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額(第三号に掲げる額を除く。)の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウエイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウエイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウエイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額(当該派生商品取引に第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取り相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)」と読み替えるものとする。

6 【同左】

7 前項の場合において、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、

かつ、当該商工組合中央金庫を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百五十三条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。
 [8～10 略]

(S A—C C R)

第五十七条 [略]

2 [略]

3 前項のボラテイルリテリ調整率 (H) は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出する。

一 マージン・アグリーメントを締結していない場合

$$H = H_M \times \sqrt{\frac{\text{Min}(N_R, 250) + T_M - 1}{T_M}}$$

$$H_M = H_{10} \times \sqrt{\frac{T_M}{10}}$$

〔H₁₀は、第六節第三款第二目に規定する標準的ボラテイルリ

かつ、当該商工組合中央金庫を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」とあるのは「掲げる額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。
 [8～10 同左]

(S A—C C R)

第五十七条 [同左]

2 [同左]

3 [同左]

一 [同左]

$$H = H_M \times \sqrt{\frac{\text{Min}(N_R, 250) + T_M - 1}{T_M}}$$

$$H_M = H_{10} \times \sqrt{\frac{T_M}{10}}$$

〔N_Sは、ネットインゲ・セット（以下この項、第十七項及

ナイ調整率（次号において同じ。）

N_R は、ネットイング・セットに含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

T_M は、第八十一条第二項第一号に定める最低保有期間

二 [略]

[4～16 略]

17 前項の規定により与信相当額を算出する場合において、 RC は、次の算式を用いて算出する。

$$RC = \max\{\sum_{NSEMA} \max(V_{NS}, 0)\} - \max\{C_{MA}, 0\}, 0\} \\ + \max\{\sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0)\} - \min\{C_{MA}, 0\}, 0\}$$
$$C_{MA} = C_{MA,collect} \times (1 - H_{C_{MA,collect}} - H_{F_{X_{MA,collect}}})$$

NS は、ネットイング・セット（以下この項及び次項において同じ。）

MA は、マージン・アグリメント（以下この項及び次項において同じ。）

V_{NS} は、 NS に含まれる取引の時価の合計額

C_{MA} は、 MA の下におけるヘアカット調整後のネット担保額

$C_{MA,collect}$ は、 MA の下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

び第十八項において同じ。）

H_{10} は、第六節第三教第二目に規定する標準的ボラナイリナイ調整率（次号において同じ。）

N_R は、値洗いの間隔（営業日数）又は NS に含まれる取引の残存期間（当該取引の原資産が派生商品取引であり、かつ、当該原資産を受け渡すこととなっている場合には、原資産である派生商品取引の満期日と算出基準日の間の営業日数をいう。）のうち最も長い営業日数。ただし、十営業日未満であるときは、十営業日とする。

T_M は、第八十一条第二項第一号に定める最低保有期間

二 [同左]

[4～16 同左]

17 [同左]

$$RC = \max\{\sum_{NSEMA} \max(V_{NS}, 0)\} - \max\{C_{MA}, 0\}, 0\} \\ + \max\{\sum_{NSEMA} \min(V_{NS}, 0)\} - \min\{C_{MA}, 0\}, 0\}$$
$$C_{MA} = C_{MA,collect} \times (1 - H_{C_{MA,collect}} - H_{F_{X_{MA,collect}}})$$

MA は、マージン・アグリメント（以下この項及び次項において同じ。）

V_{NS} は、 NS に含まれる取引の時価の合計額

C_{MA} は、 MA の下におけるヘアカット調整後のネット担保額

$C_{MA,collect}$ は、 MA の下における取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

<p>HcMA,collect は、MA の下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラテイリテイ調整率</p> <p>HfxMA,collect は、MA の下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラテイリテイ調整率</p> <p>CMA,post は、MA の下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額</p> <p>HcMA,post は、MA の下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラテイリテイ調整率</p> <p>HfxMA,post は、MA の下において、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラテイリテイ調整率</p> <p>18 【略】</p> <p>(保証に関する条件)</p> <p>第百条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が保証を信用リスク削減手法として用いる<u>場合</u>には、当該保証は、前条に定めるもののほか、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。</p> <p>【一・二 略】</p> <p>2 【略】</p>	<p>HcMA,collectは、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラテイリテイ調整率</p> <p>HfxMA,collectは、MAの下において、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラテイリテイ調整率</p> <p>CMA,postは、MAの下における取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額</p> <p>HcMA,postは、MAの下において、担保を差し入れる場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラテイリテイ調整率</p> <p>HfxMA,postは、MAの下において、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラテイリテイ調整率</p> <p>18 【同左】</p> <p>(保証に関する条件)</p> <p>第百条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が保証を信用リスク削減手法として用いる<u>場合</u>、当該保証は、前条に定めるもののほか、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。</p> <p>【一・二 同左】</p> <p>2 【同左】</p>
--	---

(クレジット・デリバティブに関する条件)

第百一条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫がクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合には、当該クレジット・デリバティブは、第九十九条に定めるもののほか、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

【一～七 略】

(事業法人等向けエクスపోジチャーの EAD)

第百三十九条 [略]

2 [略]

3 先進的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスపోジチャーのうち、リボルビング型エクスపోジチャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるオフ・バランス資産項目の EAD は、信用供与枠の未引出額に掛目の自金庫推計値を乗じた額又は信用供与枠から直接的に推計される額とする。ただし、基礎的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫において百パーセントの掛目が適用される場合にあつては掛目として百パーセントを乗じた額とし、リボルビング型エクスపోジチャーに該当しない場合にあつては第五項に規定する方法により算出した額とする。

【4～9 略】

第百四十九条 [略]

【2～5 略】

(クレジット・デリバティブに関する条件)

第百一条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫がクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合、当該クレジット・デリバティブは、第九十九条に定めるもののほか、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

【一～七 同左】

(事業法人等向けエクスపోジチャーの EAD)

第百三十九条 [同左]

2 [同左]

3 先進的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が先進的内部格付手法を適用できる事業法人等向けエクスపోジチャーのうち、リボルビング型エクスపోジチャーの信用リスク・アセットの額の算式及び期待損失の算出に用いるオフ・バランス資産項目の EAD は、信用供与枠の未引出額に掛目の自金庫推計値を乗じた額又は信用供与枠から直接的に推計される額とする。ただし、基礎的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫において百パーセントの掛目が適用される場合にあつては掛目として百パーセントを乗じた額、リボルビング型エクスపోジチャーに該当しない場合にあつては第五項に規定する方法により算出した額とする。

【4～9 同左】

第百四十九条 [同左]

【2～5 同左】

6 前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出する場合にあっては、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、次の各号に掲げる当該エクスポージャーの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

【一・二 略】

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー
一 前項の第三者を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百五十三条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

7 【略】

8 前項の場合において、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等

6 【同左】

【一・二 同左】

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー
一 前項の第三者を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

7 【同左】

8 【同左】

の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、当該構成における次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスポージャーの区分に応じ、当該各号に定めるところにより算出するものとする。

【一・二 略】

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー

一 当該商工組合中央金庫を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法を採用した商工組合中央金庫とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百五十三条の二第二項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

【9～11 略】

（エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準）

第二百二十五条 【略】

2 【略】

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

【一・二 同左】

三 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー

一 当該商工組合中央金庫を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法を採用した商工組合中央金庫とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額（第三号に掲げる額を除く。）の合計額をいう」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額（当該派生商品取引に第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあつては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額）」と読み替えるものとする。

【9～11 同左】

（エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準）

第二百二十五条 【同左】

2 【同左】

3 【同左】

【一～四 略】

五 エクスポートジャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データが三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計が行われるものとする。

【4・5 略】

(CVAリスク相当額の算出)

第二百五十三条の二 【略】

2 前項の「CVAカバー取引」とは、次に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引又は商工組合中央金庫の財務会計において時価評価の対象となるレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引（重要性が低いものを除く。）をいう。

【一～三 略】

(マージン・アグリメント)

第二百五十三条の四の三十五 【略】

2 マージン・アグリメントを締結した取引相手方に係る将来エクスポートジャーの算出においては、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

【一・二 略】

三 エクスポートジャーの計測をする時点の直前の一定期間内に取引相手方との間で担保の授受をしないことを前提とすること。この場合において、当該一定期間の日数は、次のイ又はロに掲げるリスクのマージン期間の区分に依り、当

【一～四 同左】

五 エクスポートジャー変動額の推計に用いるヒストリカル・データが三月に一回以上の頻度で更新され、推計が行われていること。ただし、市場価格に大きな変動がみられた場合には、当該変動を反映するための更新及び推計を行うものとする。

【4・5 同左】

(CVAリスク相当額の算出)

第二百五十三条の二 【同左】

2 前項の「CVAカバー取引」とは、次に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引又は商工組合中央金庫の財務会計において時価評価の対象となるレポ形式の取引（重要性が低いものを除く。）をいう。

【一～三 同左】

(マージン・アグリメント)

第二百五十三条の四の三十五 【同左】

2 【同左】

【一・二 同左】

三 【同左】

該イ又はロに定める最低期間を下回らないものとする。

イ レポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引並びに間接清算参加者に対するトレード・エクスポート・エクスポートに係るリスクのロージック期間 四十N営業日 (Nは、担保契約で定められている担保授受の間隔に基づくものをいい、日次又は日中の担保交換が定められている場合にあつては一とする。ロにおいて同じ。)

ロ [略]

(中央清算機関関連エクスポート・エクスポートの信用リスク・アセット)

第二百五十三条の六 第四章及び第五章の規定にかかわらず、次の各号に掲げるエクスポート・エクスポートの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

[一・二 略]

三 商工組合中央金庫が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポート・エクスポートであつて、第二百五十三条の二第二項第二号イ及びロに掲げる要件を満たすもの (次条において「直接清算参加者向けトレード・エクスポート・エクスポート」という。)

(リスク・ファクターの特定)

第二百五十七條 内部モデル方式のリスク・ファクターは、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 時価評価に用いる全てのリスク・ファクターが含まれること。この場合において、当該リスク・ファクターがトレードインゲージ・デスクのリスク管理モデルに含まれない場合

イ レポ形式の取引及び間接清算参加者に対するトレード・エクスポート・エクスポートに係るリスクのロージック期間 四十N営業日 (Nは、担保契約で定められている担保授受の間隔に基づくものをいい、日次又は日中の担保交換が定められている場合にあつては一とする。ロにおいて同じ。)

ロ [同左]

(中央清算機関関連エクスポート・エクスポートの信用リスク・アセット)

第二百五十三条の六 [同左]

[一・二 同左]

三 商工組合中央金庫が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポート・エクスポートであつて、第二百五十三条の二第一項第二号に掲げる要件を満たすもの (次条において「直接清算参加者向けトレード・エクスポート・エクスポート」という。)

(リスク・ファクターの特定)

第二百五十七條 [同左]

一 時価評価に用いる全てのリスク・ファクターが含まれること。この場合において、当該リスク・ファクターがトレードインゲージ・デスクの内部リスク管理モデルに含まれない場合

には、その理由を示すものとする。
【二～十 略】

(フアソドへの出資の取扱い)

第二百六十七條の二 【略】

2 【略】

3 フアソドへのエクイテイ出資が第十一條の第三項第二号又は第二十二條の第三項第二号に掲げる出資に該当しない場合には、当該フアソドへの出資に対する所要自己資本の計算は、次の各号に掲げるポジジョンの区分に依じ、当該各号に定める方法により算出するものとする。

一 【略】

二 ネット・ショート・ポジジョン マーケット・リスク相当額の算出を要しない代わりに当該ネット・ポジジョンに百パーセントを乗じて得た額を自己資本の額から控除する方法

(カーベチャヤー・リスクのバケツト、リスク・ウエイト及び
相関)

第二百七十條の二 【略】

【2・3 略】

4 第二百六十五條の第五項及び前項の規定にかかわらず、各リスク・クラスのカベチャヤー・リスクにおいて、同バケツト内のリスク加重後の感応度の合算は、第一項の規定により分類したバケツトが第二百六十八條の三第一項第一号の表中バケツト番号 16、第二百六十八條の四第一項第一号の表中バケツト番号 16、第二百六十八條の五第一項第一号の

場合には、その理由を示すものとする。

【二～十 同左】

(フアソドへの出資の取扱い)

第二百六十七條の二 【同左】

2 【同左】

3 【同左】

一 【同左】

二 ネット・ショート・ポジジョン マーケット・リスク相当額の算出を要しない代わりに当該ネット・ポジジョンに百パーセントを乗じて得た額を所要自己資本の額から控除する方法

(カーベチャヤー・リスクのバケツト、リスク・ウエイト及び
相関)

第二百七十條の二 【同左】

【2・3 同左】

4 【同左】

表中バケット番号 25 又は第二百六十九条第一項第一号の表中バケット番号 11 に該当する場合には、次の算式によるものとする。

$$K_{b(\text{other bucket})} = \max \left(\sum_k \max(CVR_k^+, 0), \sum_k \max(CVR_k^-, 0) \right)$$

5 [略]

(証券化商品 (CTP) に係るデフォルト・リスクに対するマ
ーケット・リスク相当額の算出)

第二百七十四条の二 [略]

2 [略]

3 証券化商品 (CTP) に係るデフォルト・リスクに対するマ
ーケット・リスク相当額の合計額は、次の算式を用いて算出
するものとする。

$$DR_{CTP} = \max_b \left[\sum_b (\max[DR_{C_b}, 0] + 0.5 \times \min[DR_{C_b}, 0]), 0 \right]$$

DR_{C_b}

$$= \left(\sum_{i \in \text{long}} RW_i \cdot \text{net}JT D_i \right) - HBR_{CTP} \cdot \left(\sum_{i \in \text{short}} RW_i \cdot |\text{net}JT D_i| \right)$$

$$HBR_{CTP} = \frac{\sum_{i \in \text{long}} \text{net}JT D_i}{\sum_{i \in \text{long}} \text{net}JT D_i + \sum_{i \in \text{short}} |\text{net}JT D_i|}$$

DR_{CTP} は、証券化商品 (CTP) のデフォルト・リスクに対す
るマーケット・リスク相当額

DR_{C_b} は、バケット b におけるデフォルト・リスクに対するマ
ーケット・リスク相当額

$$K_{b(\text{other bucket})} = \max \left(\sum_k \max(CVR_k^+, 0), \sum_k (CVR_k^-, 0) \right)$$

5 [同左]

(証券化商品 (CTP) に係るデフォルト・リスクに対するマ
ーケット・リスク相当額の算出)

第二百七十四条の二 [同左]

2 [同左]

3 [同左]

$$DR_{CTP} = \left[\sum_b (\max[DR_{C_b}, 0] + 0.5 \times \min[DR_{C_b}, 0]), 0 \right]$$

DR_{C_b}

$$= \left(\sum_{i \in \text{long}} RW_i \cdot \text{net}JT D_i \right) - HBR_{CTP,b} \cdot \left(\sum_{i \in \text{short}} RW_i \cdot |\text{net}JT D_i| \right)$$

$$HBR_{CTP,b} = \frac{\sum_{i \in \text{long}} \text{net}JT D_i}{\sum_{i \in \text{long}} \text{net}JT D_i + \sum_{i \in \text{long}} |\text{net}JT D_i|}$$

DR_{CTP} は、証券化商品 (CTP) のデフォルト・リスクに対す
るマーケット・リスク相当額

DR_{C_b} は、バケット b におけるデフォルト・リスクに対するマ
ーケット・リスク相当額

<p>iは、バケット bに属する商品</p> <p>RW_iは、商品 iに適用するリスク・ウエイト</p> <p>$HBRCPP_i$は、<u>コリレーション・トレーディング・ポートフォリオ</u>に含まれる全てのポジションを用いて算出した証券化商品 (CTP) のヘッジ効果の係数</p>	<p>iは、バケット bに属する商品</p> <p>RW_iは、商品 iに適用するリスク・ウエイト</p> <p>$HBRCPP_{b,i}$は、<u>証券化商品 (CTP) のバケット bにおけるヘッジ</u>効果の係数</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二条の二第四項各号及び第十四条の二第四項各号並びに第五十七条第三項第一号の規定の適用については、この告示の適用の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。